

「日本ものづくりワールド 2018 第22回機械要素技術展」京都ブース出展者募集要領

会期：2018年6月20日（水）～ 22日（金）3日間

会場：東京ビックサイト 東4ホール（東京都江東区有明3-11-1）

（趣旨）

- 1 この要領は、東京ビックサイトで開催される「日本ものづくりワールド2018 第22回機械要素技術展」（以下、展示会という。）に設置する京都ブースの出展に関して、（公財）京都産業21（以下、財団という。）が出展者を募集するために必要な事項を定める。

（出展対象者）

- 2 出展対象者は次に掲げる要件を満たすものとする。
- （1） 京都府内に事業所（工場、支店、営業所含む）を有し、部品加工等を行う中小企業
 - （2） 展示会会期中に、商談対応可能な社員等を2名以上派遣できる企業
 - （3） 商談（引合い、問合せ、見積依頼等）があった首都圏等の顧客に対するフォローが可能な企業
 - （4） 要領に定められた条件を遵守できる企業

（対象となる出展物）

- 3 出展物は、自社の加工（切削、研削、鍛圧、溶接、鍛造、鋳造、射出成形、表面処理等）技術をアピールすることができる部品等で、京都ブースとして共同出展することが適当を認められるものとする。なお、顧客の委託に基づき生産した加工物等は、出展者が事前に顧客の承認を得るものとする。

（出展企業負担金）

- 4 出展者の費用負担については次のとおりとする。
出展企業負担金（出展料）は1社につき、194,400円（税込）

（出展ブース）

- 5 出展ブースについては次のとおりとする。
- ◆ 京都ブースの全体スペースは、81.0m²（5,400mm×15,000mm）
1社あたりのスペースは、1,600mm×1,800mm程度
（商談スペースは共用スペースとして別途設ける）
 - ◆ 負担金に含まれる標準備品等は、
 - ・ 背面パネル、社名板、カーペット、照明、展示テーブル（約1400mm×700mm）
 - ・ 展示内容および方法等については財団と出展者との協議によるものとする。
 - ◆ 以下の費用は出展者にて別途負担とする。
 - ・ 出展者の移動費用及び滞在費
 - ・ 出展物に係わる輸送費等の諸経費
 - ・ 出展者が用意するポスター、パンフレット等の作製費
 - ・ 出展に係わる人件費
 - ・ 追加の備品及び工事等

（出展の申込）

- 6 出展しようとする者は所定の出展申込書（様式1）により2018年2月20日（火）17時必着で財団ものづくり支援部 販路開拓グループまで申し込むものとする。

（出展者の選定）

- 7 財団は、出展申込書及び出展申込企業によるプレゼンテーションに基づいて出展者を選考する。

（出展者の決定）

- 8 財団は、上記出展者選考後、速やかに出展者の決定を行い申込者に連絡する。

（出展募集企業数）

- 9 14社

（出展申込後のキャンセルについて）

10 出展申込後にキャンセルする場合は、やむを得ない場合（地震、台風等）を除き、出展者は出展企業負担金の全額を負担する。

（個人情報保護）

11 財団に提出された出展者の情報は適切に管理し、本事業のためにのみ利用する。

（知的財産保護）

12 財団は、出展物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負わないものとし、出展者は必要に応じて、自己の責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行う。

（留意事項）

13（1）出展物の輸送は出展者自身で行う。

（2）京都ブースの設営・装飾及び標準備品の設営は財団にて実施し、出展物・追加備品の展示等のその他の設営は出展者で行い、開始時刻までに、出展物の展示等を完了させる。

（3）開催期間中の撤収は行わない。

（4）京都ブース及び標準備品の撤去は財団にて行い、出展物・追加備品の撤収は出展者で行う。なお、展示会終了後の出展物の処理は、全て出展者の責任によって行う。

（5）出展者は、小間の転貸、売買、交換、譲渡はできない。

（6）出展者には、財団が成果把握等のために実施するアンケートの回答に協力する。

（7）申込書に記載された内容について変更がある場合は、書面にて変更点を提出する。

なお、申込締切日を過ぎてから申込内容を変更される場合、内容によっては応じられないことがある。

（8）財団は京都ブースの管理・保全・事故防止について細心の注意を払うものとする。但し、出展物及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わない。

（9）財団は、財団の責に帰すことができない事由による出展者と商談者のトラブルについては、一切責任を負わない。

（10）財団の責に帰すことのできない事由によって、展示会が中止・中断された場合、これによって生じた出展者の損害について、財団は一切責任を負わない。

（11）開催期間中は財団の指示に従う。

（その他）

14（1）本要領に定めのない事項が発生した場合、財団と出展者が協議のうえ、決定する。

（2）本事業は、平成30年度京都府予算の議決に基づく京都府との委託契約の締結を前提とした事業であり、委託契約の締結がなされない場合には、事業化されないことがあることを了解するものとする

「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」とは

平成25年度から3年間にわたって取り組んできた前プロジェクトの成果を踏まえ、平成28年度から更に3年間、厚生労働省から採択を受けたもので、次世代ものづくり産業が必要とする人材の確保やイノベーションを支援することにより、新事業創造と企業の付加価値の向上を促し、下請受注体質から脱却して、質の高い、安定した雇用を創出することを目的とした事業です。

製品開発型ものづくり企業や大学・研究開発拠点、伝統、コンテンツ産業等が集積する京都ならではの特性や強みを最大限に発揮し、産学公・公労使の「オール京都」の体制のもとで産業政策と雇用政策を一体的に推進していきます。

2018年 2月 1日

公益財団法人京都産業21 ものづくり支援部

TEL：075-315-8590 FAX：075-323-5211

e-mail：alliance@ki21.jp